

The Guardianship Gap

デジタル・エコシステムにおける後見制度の課題に関する質的分析

Dr. Rachel O’Connell and Aebha Curtis

2026年9月8日

目次

寄稿者 3
要旨 4
1. 背景と文脈 6
1.1 子どもの権利と保護 6
1.2 各国政府の対応 8
2 親責任とデジタル環境の安全 9
2.1 親責任 9
2.2 実親家庭における親責任 10
2.3 代替的養護における分散した親責任 11
2.3 複雑な養護状況における子どもの安全 13
2.4 リサーチクエスチョン 14
3 研究デザインとアプローチ 14
3.1 目的的サンプリング 14
3.2 参加者プロファイル 15
3.3 データ収集 16
3.4 分析プロセス 17
4 調査結果 17
4.1 テーマ分析の要約 17
4.2 ドメイン 1:法と子どもの権利の枠組み 17
4.3 ドメイン 2:ガバナンスと監督 20
4.4 ドメイン 3:方針 21
4.4 ドメイン 4:研修 22
4.5 ドメイン 5:運用と実務 24
5. 考察と提言 24
5.1 親権・後見上の地位を認識する必要性 24
5.2 デジタル委任権限保持者 26
5.3 DDAH と年齢帯別権限の要件 27
6. 結論:安全なオンライン環境に対する子どもの権利 32

寄稿者

本調査は、Rachel O'Connell 博士と Aebha Curtis によって実施されました。

Rachel O'Connell 博士は、BSI（英国規格協会）の年齢確認に関する実施規範「PAS 1296」の著者です。同規範は現在、国際的な年齢保証フレームワークである「ISO 27566」として採用されています。また、OpenID Foundation の「Delegated Authority（委任権限）」仕様の共同執筆者でもあります。英国オンライン安全法および EU デジタルサービス法（DSA）における年齢保証義務の策定に知見を提供し、TrustElevate を創業しました。

Aebha Curtis 氏は、公共政策、デジタル上の説明責任、オンライン上の信頼が交わる領域の専門家です。変化し続ける規制要件への準拠を支援するフレームワークの開発を主導し、複雑な政策環境への対応、説明責任の実証、オンライン上の信頼構築を支援してきました。厳密な調査・分析を基盤とするキャリアを通じて、政策分析、規制調査、エビデンスに基づくデジタルガバナンス手法に幅広い経験を有しています。

OpenID Foundation は、本研究に参加した専門家の皆様に深く感謝いたします。

要旨

親または法定後見人が負う監護義務には、子どもがどこにいるかを問わず、その子どもの安全を確保し、安全な環境に対する権利を保護することが含まれる。オンラインにおいても、この監護義務は法律上、明確な根拠を有している。国連子どもの権利委員会の一般的意見第 25 号（2021 年）は、危害から保護される権利を含む子どもの権利が、デジタル環境においても尊重、保護、実現されなければならないことを確認している。各国の国内法は、これを具体化している。例えば英国では、親責任には適用領域の制限が設けられておらず、高等法院は、親責任が子どもの携帯電話およびソーシャルメディアの利用にも明確に及ぶとの判断を示している。

EU 一般データ保護規則（GDPR）第 8 条および米国児童オンラインプライバシー保護法（COPPA）は、子どものデータを処理する前に、プラットフォームが親の同意を取得し、検証することを義務付けることで、この監護義務を実務上具体化している。しかし現在、親には、この義務をより広く履行するための、信頼性が高くプライバシーに配慮した手段がない。プラットフォームのファミリーセーフティ機能、ゲームやアプリストアのファミリーアカウント、または子ども向け銀行カードに子どもを登録する成人は、いずれも自らが親であると自己申告しているにすぎず、プラットフォームがその申告を検証することはほとんどない。

本研究では、公務員、社会福祉基準局、セーフガーディング委員会、および児童養護施設の管理者を対象に、法定後見人がオンライン上でどのように監督を行っているかについて実施した質的インタビューの結果を報告する。その結果、技術標準と技術的ソリューションの不足によって検証上の空白が生じ、後見人とその監護下にある子どもたちに重大な影響を及ぼしていることが明らかになった。

ファミリーセーフティ機能は固定的な親子関係を前提としているため、代替養護下にある子どもの後見人は、本来保護を提供するための機能を利用できない場合がある。その結果、セーフガーディングを最も必要とする子どもたちが対象から排除され、その脆弱性が固定化され、さらに増大することになる。

さらに、データ保護法は、親または法定後見人に対し、データ処理者による子どものデータへのアクセスを許可、拒否、または撤回する権利を認めているが、その権利を実際に行使するための仕組みは存在しない。代替養護下にある子どもの場合、この権利は国が保有し、法的拘束力のあるケアプランを通じて再委任される。

こうした空白とそれに伴う影響が生じているのは、オンライン上で親責任または委任された権限を誰が保有しているのかを検証できる技術標準が存在しないためである。OpenID Foundation の eKYC and Identity Assurance Working Group は、この空白への対応の端緒となり得る、委任権限に関する標準を策定している。本稿では、特に代替養護の環境に関連して、子どものケア経路全体にわたる再委任を OpenID Foundation の委任権限仕様にどのように反映すべきかを検討する。

キーワード：親責任、後見、代替養護、ケアプラン、年齢確認、委任権限、プラットフォームの説明責任、AI による年齢保証、オンライン上の子どもの安全、金銭目的の性的脅迫（financial sextortion）

1. 背景と文脈

1.1 子どもの権利と保護

子どもたちの生活は今や、その学習、社会的関係、健康、そして金銭生活を形づくるデジタル環境に深く埋め込まれている。デジタルプラットフォームへのアクセスは将来の機会へのアクセスを媒介しており、こうしたプラットフォームは表現の自由とつながりを中立的に可能にするものだと長く論じられてきた。児童の権利に関する条約(United Nations Convention on the Rights of the Child、UNCRC)によれば、子どもは情報へのアクセス、表現の自由、および参加に対する権利を有する。[1]この条約をはじめとする人権文書は、さらに、搾取その他の危害からの保護に対する子どもの権利も保障する。近年は、若年層にとってのデジタルアクセスの便益について、より込み入った見方を示すエビデンスが蓄積されつつある。[2]とりわけ、批判的研究[3]と判例[4]の蓄積が示すのは、一部のデジタル体験と設計上の仕掛けが、子どもおよび脆弱なコミュニティの機会を閉ざし、ウェルビーイングを制約しうるということである。

子どものウェルビーイングに責任を負う者は、複雑なデジタル世界を渡っていかなければならない。OECDの最新の国際比較分析によれば、デジタルメディアは子どものウェルビーイングに大きな機会と深刻なリスクの双方をもたらす。指摘された危害には、ネットいじめ、オンラインでの性的搾取、および金銭的脅迫への曝露が含まれ、そのいずれもが重大かつ実証可能なメンタルヘルスへの影響を招き、場合によっては生命に関わる事態をもたらす。全米行方不明・被搾取児童センター(National Centre for Missing and Exploited Children、NCMEC)の報告では、子どもが関係する金銭目的の性的脅迫の通報は 2022 年から 2023 年にかけて 2 倍以上に増え、2024 年には 1 日あたり 100 件に達した。同センターは、これらの犯罪を 2021 年以降の米国における少なくとも 36 人の 10 代男子の自殺と関連づけている。[5]金融活動作業部会(Financial Action Task Force、FATF)は、とりわけゲーム内通貨、仮想資産、国境をまたぐ決済チャネルが使われる場合に、オンラインでの児童の性的搾取および脅迫をマネーロンダリングの前提犯罪として扱う。[6]これらの危害の多くは、個々の犯罪者だけでなく、組織的犯罪集団によって大規模に行われている。欧州刑事警察機構(Europol)によれば、金銭目的のオンライン性的強要・脅迫犯罪は「主として EU 域外を拠点とする組織的犯罪者によって実行されている」。[7]

---

[1] Committee on the Rights of the Child (2021) General comment No. 25 on children's rights in relation to the digital environment. United Nations Convention on the Rights of the Child https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC/C/GC/25&Lang=en

[2] Livingstone, S. (2008). "Taking Risky Opportunities in Youthful Content Creation: Teenagers' Use of Social Networking Sites for Intimacy, Privacy and Self-Expression." New Media & Society, 10(3), 393–411 — eprints.lse.ac.uk/27072.

[3] Brough, M., Literat, I., & Ikin, A. (2020). "'Good Social Media?': Underrepresented Youth Perspectives on the Ethical and Equitable Design of Social Media Platforms." Social Media + Society — journals.sagepub.com/doi/10.1177/2056305120928488.

[4] 参照例:Meta and YouTube Found Negligent in Landmark Social Media Addiction Case https://www.nytimes.com/2026/03/25/technology/social-media-trial-verdict.html

[5] NCMEC. NCMEC Releases New Data: 2024 in Numbers

[6] Financial Action Task Force, Detecting, Disrupting and Investigating Online Child Sexual Exploitation: Using Financial Intelligence to Protect Children from Harm (13 March 2025). https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Fatfgeneral/Online-child-sexual-exploitation.html

[7] Online sexual coercion and extortion as a form of crime affecting children https://www.europol.europa.eu/sites/default/files/documents/online_sexual_coercion_and_extortion_as_a_form_of_crime_affecting_children_0.pdf

心理学の研究蓄積もまた、監督のないデジタル利用が認知面・社会面に及ぼす影響を記録している。インターネットおよびソーシャルメディアの過剰利用は、共感性の低下、表情から感情を読み取る能力の減退、およびアクセスを断たれた際の離脱症状に似た症状と関連づけられてきた。他方、利用を減らす、あるいは断つ期間、すなわち「デジタルデトックス」は、認知機能を回復させストレスを軽減することが示されている。[8]

リスクは均等に分布してはいない。オフラインですでに不利な状況にある子どもほど、オンラインでも危害を経験しやすい。このことは、世界で施設養護下にある 270 万人の子どもにとりわけ当てはまる。欧州委員会の報告によれば、欧州連合では約 75 万人の子どもが代替的養護下で生活していると推計され、そのうち約 40%が施設養護下にある。[9]本稿のフィールドワークの中心にあるマルタに限ってみれば、社会政策・子どもの権利省の上級公務員はその数を 500 人超としている。[10]英国で社会的養護を経験した若者を対象とする研究では、児童性的搾取に関するデータにおいて、これらの若者の割合が過度に高いことが明らかになった。オンラインでの接触は、グルーミングを開始させる契機となるだけでなく、それを継続・拡大させる役割も果たしていた。また同研究は、被措置児童が実親と行うデジタル上の接触について、セーフガーディングに関する研究ではほとんど扱われていないことも示した。同時にこの研究は、被養護児童が実の家族とデジタル上で接触することについて、セーフガーディング研究がほとんど何も論じてこなかったことも明らかにした。[11]注目すべきは、養子縁組や長期里親委託によって子どもの養護の取決めが法的に恒久化しても、このギャップが閉じないどころか、むしろ広がるという点である。その時点までに、里親、養親又は実親については、すでに適格性の審査および承認が行われている。したがって、恒久的な養育・監護体制への移行に伴って変化するのは、その者の適格性ではなく、当該措置を取り巻く正式な制度的枠組みである。すなわち、ソーシャルワーカーによる訪問、法定のレビュー、そして、国家が正式に関与し続ける間、子どものデジタル上の生活について確認することも役割に含まれる者を位置付ける日常的な記録である。

欧州委員会自身の主力インターネット安全インフラも、実務において同じパターンを示している。各国のセーファー・インターネット・センターのネットワークのネットワークを通じて実施された EU の Better Internet for Kids(BIK+)戦略の 2025 年評価は、協議対象となった脆弱な集団のなかに里親委託その他の公的養護施設にいる子どもを明示的に含めていた。にもかかわらず、同評価は調査結果を集計値で報告するにとどまり、彼らの経験に固有のものがあったとして、それが何であったのかを分離して示していない。[12]英国の最近の 2 つの研究は、このギャップを直接裏づける。Katz と Brett が見出したのは、社会的養護下にある

[8] Shanmugasundaram, M., & Tamilarasu, A. (2023). The impact of digital technology, social media, and artificial intelligence on cognitive functions: a review. Frontiers in Cognition, 2, 1203077. インターネット依存と共感性低下に関するTao et al. (2010)、表情からの感情認識の低下に関するBłachnio et al. (2016)、離脱症状に関するKuss and Griffiths (2012)、デジタルデトックスによる認知機能の回復に関するDuke and Montag (2017)を統合したもの。 https://doi.org/10.3389/fcogn.2023.1203077

[9] Commission Recommendation on developing and strengthening integrated child protection systems in the best interests of the child https://commission.europa.eu/document/download/3f049ee4-a8f9-425a-8db1-5947bc548643_en?filename=SWD_2024_98_1_EN_autre_document_travail_service_part1_v4.pdf

[10] Alexia Vella(社会政策・子どもの権利省)。本研究のために実施したインタビュー。

[11] Sen, R. (2015). Not All that Is Solid Melts into Air? Care-Experienced Young People, Friendship and Relationships in the 'Digital Age'. British Journal of Social Work. https://doi.org/10.1093/bjsw/bcu152

[12] Verdoodt, V., Lievens, E., O'Neill, B. & Dopona, V. (2025). First evaluation of the European strategy for a better internet for kids (BIK+): A summary of consultations with children, young people, expert stakeholders, teachers, and parents. European Schoolnet, prepared for the European Commission, p. 18. https://better-internet-for-kids.europa.eu/sites/default/files/2025-04/BIK-plus-strategy-evaluation-report-May-2025.pdf

者を含む家庭に脆弱性を抱える青少年が、オンライン安全研究において依然として研究の手薄な集団であり、条件を揃えた同年代と比べて深刻なオンライン上の危害に遭遇する可能性が有意に高いという事実である。この効果を媒介していたのは、公式の e セーフティ[13]教育の不足ではなく、親による e セーフティ指導の少なさであった。[14]これと対をなす、里親向けに調整されたオンライン安全研修プログラムの評価研究では、研修前の時点で里親とそれを支えるソーシャルワーカーの双方にオンライン安全の知識の実質的な欠落があった。オンライン安全に関する養育者研修が、これまで検証されたどの場所でもまだ標準的な実務になっていないことを、この結果は改めて示している。[15]

1.2 各国政府の対応

各国政府は、不均一ではあるが、危害のエビデンスに応じた対応を始めている。オーストラリアは 2025 年 12 月、16 歳未満の主要ソーシャルメディアプラットフォームへのアクセスに遅延を設ける措置を世界で初めて導入し、それ以降、同様の制限を提案または制定する政府が増えている。[16]2026 年 6 月 1 日時点で、欧州議会調査局は、EU27 加盟国のうち少なくとも 23 か国がソーシャルメディアへのアクセスに最低年齢を設けることを提案、採択、または積極的に検討していると記録している。提案されている年齢の下限は 13 歳（ベルギー・フランデレン地域）から 16 歳（ドイツ、アイルランド、ルーマニア、スロバキア、ポルトガル、リトアニア、ルクセンブルク、ブルガリア、スペインを含む）までの幅があり、15 歳が最も多い。このうち最も進んでいるのはギリシャの法律で、2026 年夏に可決・成立し、2027 年 1 月から実施される見込みである。本稿自身のフィールドワークの中心にあるマルタは、2026 年 2 月にソーシャルメディア改革に関するパブリックコンサルテーションを終え、現在は協議後の起草段階にあるが、具体的な年齢基準はまだ定まっていない。[17]

この規制の勢いは EU の域をはるかに越えて広がっている。ブラジルの児童青少年デジタル法(Digital Statute of the Child and Adolescent、通称「デジタル ECA」、法律第 15,211/2025 号)は 2026 年 3 月に施行され、プラットフォームへのアクセスにあたって単純な年齢の自己申告を禁じ、子どものアカウントを検証済みの親または法定後見人に紐づけることをプラットフォームに義務づけている。これは、これまでに制定された親の同意に関する制度としては世界で最も包括的なものの一つである。[18]韓国の通信規制当局は 2026

---

[13] 訳者註：例として英国における親・養育者向けのオンライン安全に関する助言、教育、支援を指しているが、法律名や単一の公的プログラム名ではなく、親・里親などに対して提供される一般的な「子どものオンライン安全に関する助言・指導」を表す記述的な用語と考えられる。参考URL ：
https://www.gov.uk/government/publications/child-safety-online-a-practical-guide-for-parents-and-carers

[14] Katz, A. & Brett, H. M. (2025). Offline Factors Influencing the Online Safety of Adolescents with Family Vulnerabilities. Social Sciences, https://www.mdpi.com/2076-0760/14/6/392

[15] (6), 392. https://doi.org/10.3390/socsci14060392 14 El-Asam, A. (2025). Fostering in a Digital Age: Evaluating a Tailored Online Safety Training Programme for Foster Carers. Social Sciences, 14(11), 648. https://www.mdpi.com/2076-0760/14/11/648

[16] オーストラリアは、16歳未満による主要ソーシャルメディアプラットフォームの利用を禁じた最初の国であり、2025年12月10日に発効した。デンマーク、マレーシアその他の国も、以降、同様の制限を提案または制定している。フランスも当初は同様の禁止を提案したが、憲法院が2026年8月に当該法律を無効とした(「背景」を参照)。
https://techcrunch.com/2026/07/24/social-media-ban-children-countries-list/

[17] European Parliamentary Research Service (EPRS), Minimum age on social media: EU Member States proposing or considering a minimum age for creating a social media account(データは2026年6月1日時点)。
https://avpassociation.com/eu-countries-considering-social-media-delays/ より引用。

[18] ブラジル、児童青少年デジタル法(Digital Statute of the Child and Adolescent、デジタルECA)、法律第15,211/2025号。2025年9月17日制定、2026年3月17日施行。https://connectontech.bakermckenzie.com/brazil-digital-eca-brazils-

年 7 月、おおむね 14 歳前後の子どもがソーシャルメディアのアカウントを作成する前に親の同意を求める段階的計画を検討中であると発表した。これは、個人情報保護法の下で子どもの個人データ処理に親の同意を要求する同国の既存の制度を踏まえたものである。[19]2024 年 2 月に採択されたアフリカ連合の児童オンライン安全・エンパワーメント政策は、アフリカ大陸全体に同様の方向性を示し、セーフティ・バイ・デザインの法的枠組みの調和と、必要な場合の年齢保証を求めている。ただしその実施計画は、上記の各文書と同様に、「親、養育者、および地域の指導者」を一括りのカテゴリーとして扱っており、代替的養護下にある子どもに見られる分散した権限構造としては扱っていない。[20]

もっとも、多くの法域では依然として課題や対立が残っている。たとえば 2026 年 8 月 14 日、フランスの憲法院は、2026 年 9 月から 15 歳未満のソーシャルメディア利用を禁じるとしていた法律を無効とした。同院は、この禁止の一律なアプローチが 15 歳未満の者の表現および通信の自由にとって「適切でも、必要でも、比例的でもない」と判断し、さらに別途、当該禁止が必要としたはずの年齢確認システムのプライバシー上の含意についても懸念を示した。[21]権利の観点から、子どもによるソーシャルメディアへのアクセスの延期、または一部の法域では携帯電話の利用の延期[22]に異議を唱える一方で、全面的な禁止よりもきめ細かく調整された代替策を実現可能にし得る年齢確認にも異議を唱えるという、この未解決の緊張関係は、本研究の直接的な背景の一部を成している。これが本研究の直接の背景の一部をなしている。さらに、本レビューが確認した限り、これらの文書のいずれも、親権や委任権限が単一の特定可能な親に帰属するのではなく、代替的養護下にある子どもの場合のように分散しているとき、その権限をどのように検証すべきかについて何ら定めを置いていない。

2 親責任とデジタル環境の安全

2.1 親責任

親責任の性質は一様ではなく、子どもの生活状況に依存する。実親と暮らす子どもは、法的に定義された親責任の保持者を頼りにしている。この地位は家族法上、出生時から、あるいは出生証明書への登録、母親との正式な合意、または裁判所の命令によって定まる。[23]代替的養護下にある子どもの場合、同じ法的地位が一点に集中せず分散して保持される。すなわち、コーポレート・ペアレントとして行為する国が全部または一部を保持し、[24]法的なケアプラン上の権限を通じて行使され、さらに里親または施設の養育者に委任される。加えて、親責任が制限されてはいるが消滅してはいない実親が一部を保持し続けることも多い。ほとん

child-and-adolescent-statute-a-new-framework-for-online-protection-of-children-and-adolescents-2/

[19] Asia becomes testing ground for social media age assurance models. Biometric Update, 2026年7月27日。韓国放送通信委員会のKim Jong-Cheol委員長の発言を引用。https://www.biometricupdate.com/202607/asia-becomes-testing-ground-for-social-media-age-assurance-models

[20] アフリカ連合、児童オンライン安全・エンパワーメント政策(Child Online Safety and Empowerment Policy)。2024年2月、アディスアベバで開催されたAU執行理事会第44回通常会期において採択。
https://au.int/sites/default/files/documents/43798-doc-African_Union_Child_Online_Safety_and_Empowerment_Policy_Feb_2024.pdf

[21] France's top court blocks social media ban for under-15s France's top court blocks social media ban for under-15s - BBC News https://www.bbc.com/news/articles/cx2vj433xqlo

[22] Haidt, J. (2024). The Anxious Generation: How the Great Rewiring of Childhood Is Causing an Epidemic of Mental Illness. Penguin Press. https://en.wikipedia.org/wiki/The_Anxious_Generation

[23] たとえば、Children Act 1989 (England and Wales), ss. 2–4 を参照。

[24] Bullock, R., Courtney, M. E., Parker, R., Sinclair, I., & Thoburn, J. (2006). Can the corporate state parent? Children and Youth Services Review, 28(11), 1344–1358. https://doi.org/10.1177/030857590603000403

どの法域において、この分散した保持は非公式のままにはされない。誰が親責任を保持し、それをどのように行使し、措置先の変更に伴ってその権限をどのように再委任するかを明記した個別のケアプランに書き込まれる。[25]

オフラインでは、組織は同意を受け入れたり子どもに代わって行動したりする前に、誰が子どものために意思決定を行う権限を有するかを日常的に確認している。学校、医療提供者、地方自治体は、親権・監護責任、委任された権限、またはその子どもの現在の養育・監護状況を示す証拠の提出を求めることがある。オンラインには、これに相当する手続が存在しない。本稿が検討したファミリーセーフティツールおよび金融商品は、いずれも自己申告に依拠している。大人が子どもとの関係を主張すると、誰が親責任を保持しているのか、あるいはその大人に権限が委任されているのかを確認することなく、その主張が受け入れられるのである。

この手続上のギャップは代替的養護に固有のものではなく、普遍的なものである。たとえば、対面で子どもの銀行口座を開設する際には、親としての地位と親責任の検証が求められる。ところが、オンライン専業銀行、フィンテック企業、デジタルウォレット事業者が、大人の銀行口座への紐づけを通じて子どもに Visa や Mastercard を発行する場合、主張された親子関係の検証は、家族の形態を問わず、子どもが実際に使うデジタルサービスのどこでも一切行われていない。OpenID Foundation の eKYC ワーキンググループ(eKYC WG)は、このギャップを埋め、委任権限(たとえば親から子、人から AI エージェント、AI エージェントから AI エージェント)の検証を可能にすることを目指した権限委任の仕様を策定している。本稿の質的研究は、代替的養護の取決めに関わる子どもと養育者のニーズを質的に分析し、この作業の範囲設定に知見を提供しようとするものである。

2.2 実親家庭における親責任

親責任は、誰が子どものために意思決定を行う権限を有するかを定める、法的に定義された地位である。たとえば英国では、1989 年児童法(Children Act 1989)が親責任を「法律上、子どもの親が当該の子どもおよびその財産に関して有するすべての権利、義務、権能、責任および権限」(s. 3(1))と定義する。後の学説はこの定式を、生物学的事実の言い換えではなく、法的役割を構成するものとして扱ってきた。[26]

このパラダイムの下では、母親は自動的に親責任を取得するのに対し、母親と婚姻関係にない父親は、登録、合意、または裁判所の命令といった法定の経路のいずれかを通じて取得しなければならない。[27]Reece 氏は、そもそも親責任を遺伝上の親であることに自明に付随するものとして扱うことに警鐘を鳴らす。その内容は、生物学それ自体とはほとんど関係のない理由によって、法が付与し、留保し、構造化する地位へと段階的に組み替えられてきた、というのがその論旨である。[28]

[25] Malta, Cap. 602; Children Act 1989, s. 31A; Care Planning, Placement and Case Review (England) Regulations 2010; UNGA, 2009.
[26] Probert, R., Gilmore, S., & Herring, J. (Eds.). (2009). Responsible Parents and Parental Responsibility. Hart Publishing. https://doi.org/10.5040/9781472564740
[27] Children Act 1989 (England and Wales), ss. 2, 4.
[28] Reece, H. (2009). The Degradation of Parental Responsibility. In R. Probert, S. Gilmore, & J. Herring (Eds.), Responsible Parents and Parental Responsibility (pp. 85–102). Hart Publishing. https://doi.org/10.5040/9781472564740

1996 年親責任及び子の保護に関する管轄、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約（1996 年ハーグ条約）もこれを反映する。同条約は親責任を「親権、または子の人身もしくは財産に関して親、後見人その他の法定代理人の権利、権能および責任を定める、これに類する権限関係」を含むものと定義している。国際的なレベルで同条約は、親責任を、実親以外の主体にも帰属しうる、特定可能な法的地位として扱う基礎を提供するものである。

ここまでで一つの基準が定まった。すなわち、子どもに対する権限は、関係についての未検証の主張から推認されるのではなく、法的地位として特定し帰属させることができる、ということである。本稿が検討するのは、デジタルシステムがこの区別を潰してしまい、親であるという主張を権限の十分な証拠として扱っていることの影響である。大人に対して単に子どもの「親」であると名乗るよう求めるだけのプラットフォームは、その大人が実際に親責任を保持しているのか、別の人物がその責任を共有または行使しているのか、あるいは関連する権限が正式に委任されているのかを、いずれも確認していない。代替的養護下で生活する子どもにとって、この区別はいっそう重要になる。親責任は国、実親、および養育者のあいだで分散していることがあり、日々の養護において行使される権限は、措置先の変更に伴って変わりうるからである。

2.3 代替的養護における分散した親責任

代替的養護下にある子どもについて国が親の役割を引き受けた場合、その責任の引受けは独自の法的性格を帯びる。実親の注意義務は当然のものと推定され、外部の基準に照らして検証されることはめったにない。これに対し、養護下にある子どもに対する地方自治体の義務は、推定されるだけでなく、能動的に監督され、査察され、見直される。しかも、分別ある慎重な親が自分の子どものために行うであろうことを基準として判断される。[29]守るべきリスクが遠い可能性にとどまらず、上に示したエビデンスのとおりすでに広範に記録されている場合、この分別ある親の基準は、公法の他の領域で古くから認められてきた予防原則と重なり合う。すなわち、危害がどのように生じるかについて完全な確実性が得られないことは、すでに予見可能で、いったん現実化すれば取り返しのつかない危害に対する保護措置を先送りする理由にはならない、という原則である。[30]未検証の大人を里親として受け入れることもしなければ、措置先を自国の社会的養護の基準機構またはこれに相当する機関による見直しのないまま一定期間放置することもしない国が、同じ子どもに対するデジタル上の親権・後見を主張する未検証の大人を受け入れる根拠はない。国は親として行為すべき立場にある以上、法がすでに求めている最も勤勉な親として行為し、他の親権・後見の取決めを測る基準を自ら設定する義務を負う。

こうした機能を行使する国は、慣例的に子どもの「コーポレート・ペアレント」と呼ばれる。これはイングランドでは明示的に法律上の根拠を与えられた地位であり、Bullock らが検討を加えたものである。彼らは「コーポレート・ステート（公的主体としての国）」が実際に親たりうるのかを直截に問い、長期の里親委

[29] Children Act 1989 (England and Wales), s. 22(3); 分別ある慎重な親の基準(Reasonable and Prudent Parent Standard)、Preventing Sex Trafficking and Strengthening Families Act 2014, Pub. L. No. 113–183(米国)。https://www.childwelfare.gov/resources/preventing-sex-trafficking-and-strengthening-families-act-pl-113-183/

[30] Eva Lievens, 'Growing Up with Digital Technologies: How the Precautionary Principle Might Contribute to Addressing Potential Serious Harm to Children's Rights,' Nordic Journal of Human Rights 39, no. 2 (2021). UNCRC第3条(1)を介して予防原則を子どものデジタル権利に適用している。また、国連子どもの権利委員会の一般的意見25号(2021年、デジタル環境との関係における子どもの権利)は、技術の設計、目的、用途に応じて予防措置が必要となりうると指摘している。同原則の古典的な定式化は「環境と開発に関するリオ宣言」(1992年)第15原則である。https://doi.org/10.1080/18918131.2021.1992951

託または親族養護下にある子どもについては、国による親としての機能の行使の質がそのまま結果を左右することを見出している。コーポレート・ペアレンティングが示唆に富むのは、まさにそれがすでに、定義され監査可能な内容を備えた術語だからである。ただし、この規律は、コーポレート・ペアレントによる子どものデジタル生活の監督にはまだ及んでいない。

マルタでは、未成年者保護（代替的養護）法(Minor Protection (Alternative Care) Act)Cap. 602 が、代替的養護局長に法定の職務を与えている。そこには、養育者と子どもを組み合わせることや、各措置が子どもの最善の利益にかなうことを確認することが含まれ、いずれも養育者との書面による合意の下で行使される。[31] これに相当する法制度は他にもある。英国 1989 年児童法第 31A 条は、第 31 条に基づく完全なケアオーダーの申立てがなされた場合、地方自治体に正式なケアプランの作成を義務づけている。この規定があるため、裁判所が親責任を地方自治体に移転させるケアオーダーを何の根拠もなく発することはない。裁判所は、その子どもがどのように養護されるかを示した具体的かつ詳細な提案を評価しなければならない。国連の児童の代替的養護に関する指針は、この要請を国際的に一般化し、明確で、個別化され、定期的に見直されるケアプランなしに子どもを家庭外の養護に措置してはならないという国際基準を定めている。[32]ケアオーダーは地方自治体に子どもに対する親責任を付与するが、実親の親責任は通常そのまま残る。したがって、生じる権限は単に移転するのではなく、共有されることになる。

マルタとイングランドのいずれでも、ケアプランは、子どもが養護に入った後に親責任がどのように行使されるかを決定するための、正式な法定プロセスの中に位置づけられている。責任を負う当局はケアプランを通じて、誰が子どものために意思決定を行いうるか、どの決定が別の親責任保持者のもとに留まるか、そして日々の権限を実際にどう行使すべきかを記録する。ケアプランはむしろ、大半の実親家庭における取決めよりも厳密に文書化されており、関係者により大きな説明責任を負わせる。それがまだ定めていないのは、誰が子どものデジタルプラットフォーム利用の監督を行使しうるのか、そして養育者が交代する際にその監督がどのように引き継がれるのか、という点である。

もっとも、ケアプランに明示的な定めがないからといって、デジタル上の監督が親責任の範囲外に置かれるわけではない。イングランドの高等法院は、第 33 条(3)(b)に基づく地方自治体の親責任が子どもの個人用デバイスおよびソーシャルメディアの利用に具体的に及ぶことを確認した。被養護児童の携帯電話、タブレット、ノートパソコン、ソーシャルメディアへのアクセスを制限することは、自由の剥奪に関する保護手続ではなく親責任を通じて正当に授権されるものであり、「実の親が子どもの携帯電話を取り上げうるのとほぼ同じ」だというのが同院の判断である。[33]

この連鎖のなかのすべての主体――コーポレート・ペアレントを通じて行為する国、養護の条件を設定し見直す基準機構、そして日々の責任を行使する親または後見人――は、子どもに対する法的に認められた注意義務を負う。しかし、そのいずれもが現在、オンラインでそれを行使する権能を与えられていない。地方自治体の親責任が子どもの携帯電話およびソーシャルメディアの利用に及ぶことは司法が確認しているのに、その権限をプラットフォームに対して主張する仕組みがない。基準機構は、誰が責任を保持し、それをどの

[31] Malta, Cap. 602, arts. 36A, 41, 42(d).
[32] Children Act 1989, s. 31A; Care Planning, Placement and Case Review (England) Regulations 2010; UNGA, 2009.
[33] Manchester City Council v CP & Ors [2023] EWHC 133 (Fam).
https://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/Fam/2023/133.html

ように委任するかをケアプランに正確に記載するよう求めることができるのに、子どものデジタル生活については、これに相当する要求も、それを語る語彙すらも持たない。

2.3 複雑な養護状況における子どもの安全

代替的養護下で生活する子どもにとって、この区別はいっそう重要になる。親責任は国、実親、および養育者のあいだで分散していることがあり、日々の養護において行使される権限は、措置先の変更に伴って変わりうる。大手テック企業が提供するオンラインのファミリーセーフティツールは、子どもが養護経路をたどるなかで親としての地位が変化することに対応できる設計になっていない。ここに、セーフガーディングの文献がこれまでほとんど注意を払ってこなかった盲点がある。子どもが代替的養護制度のなかをさまざまな措置先、養育者、法的地位を経て移動するあいだ、親権は移り変わり、再配分される。それが子どものデジタル生活にどう影響するかは、掘り下げて研究されてこなかった。そこで生まれるリスクの面でも、そのリスクをどう緩和しうるかの面でも、適切に行使された法的な親権・後見によるオンライン監督から子どもが得られる保護上の便益の面でも、同様である。

親および養育者に対するインターネット安全教育は、往々にして一貫性を欠いた形で、比較的限られた一般論的な内容として提供されている。親や養育者が必要としているのは、おそらく教育だけではない。親権・後見が与える監督を実際に行使するための、機能する仕組みである。そしてその仕組みにはオンライン上の対応物がない。オフラインにおける親の監督の役割は、子どもをクラブにサッカーをしに連れて行く親になぞらえるのが最も分かりやすい。ピッチそのものが適切に整備されているか、審判が規則を一貫して公平に適用しているか、フィールド上の子どもたちが年齢と能力の点で互角に組み合わされているかを見極める役割である。それは環境全体を見て判断する持続的で評価的な役割であり、まさにこの役割こそ、親や養育者がオンラインでは行使しようのないものである。ピッチを歩いて確かめることに相当する手段がない。プラットフォーム自身の規則が実際に執行されているか、「審判」すなわちプラットフォームのモデレーションおよび安全システムがそれを一貫して適用しているか、オンラインで子どもと組み合わされる他の利用者が本当に同年代の検証済みの相手なのか——いずれも確かめるすべがない。欧州委員会によるペアレンタルコントロールのベンチマーク調査によれば、この種のツールは暴力や自傷を含む有害コンテンツの遮断において十分に機能しないことが多く、ソーシャルメディア上の不適切なユーザー生成コンテンツのフィルタリングにも有効でない。[34]

最近の独立した検証は、プラットフォームのファミリーセーフティツールが宣言どおりに機能すると前提してよいものではないことを示している。2025 年の評価では、あるプラットフォームで検証された 47 機能のうち、完全に有効と判断されたのはわずか 8 機能であった。30 機能(64%)は、有効でない、容易に回避できる、提供されていない、または廃止されていると判断された。[35]批判する側は、一部の安全ツールを「セーフティ・シアター(safety theatre、見せかけの安全対策)」と呼んできた。すなわち、対処すると称する危害に対して見合った保護を実際には提供しないまま、親に安心感を与えるだけの、目立つ製品発表である。[36]こうした知見の一部は、保護機能が利用者による有効化に依存することが多く、その多くが容易に無視で

[34] Benchmarking of parental control tools for the online protection of children https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/benchmarking-parental-control-tools-online-protection-children
[35] Instagram's teen safety features are flawed, researchers say https://www.reuters.com/business/instagrams-teen-safety-features-are-flawed-researchers-say-2025-09-25/
[36] Teen Accounts, Broken Promises HOW INSTAGRAM IS FAILING TO PROTECT MINORS

きてしまうと指摘する従業員のその後の証言によっても裏づけられている。[37]これらを総合すると、親に向けられた目立つ安全対策が、その謳い文句に見合う保護を伴わないまま安心感だけを与えているのではないか、というより広い懸念が浮かび上がる。

代替的養護下にある子どもは、その福祉を守り発達を促すよう設計された、調整の取れた養護システムに支えられるべきである。そこには通常、担当のソーシャルワーカー、定期的な養護・健康のアセスメント、治療的・心理社会的・専門的支援へのアクセスが含まれ、アセスメントされたニーズが求める場合には作業療法も加わる。責任を負う公的機関は、計画、見直し、監視を行い、子どもの最善の利益にかなうよう行為する継続的な義務を負う。[38][39]本稿は、代替的養護制度そのものや、そこで働く専門職を批判するものではない。むしろ、既存のセーフガーディングの構造にインターネット安全という観点を当て、その構造の手の届かないところにあるギャップ、すなわち、親としての地位や適法な養育権限をオンラインで検証する、信頼でき相互運用可能な手段がないことを指摘する。代替的養護下にある子どもは、養育者、ソーシャルワーカー、保健・教育の専門職、必要に応じた治療的サービスを含む、確立された専門職ネットワークにすでに支えられていることが多い。しかし、子どもが使うデジタルサービスが、その福祉に法的責任を負う大人や機関の権限を認識または検証することはめったにない。その結果、子どもの養護に責任を負う者は、子どもに代わってオンライン安全対策を設定し、監視し、異議を唱え、あるいはその運用を証拠立てられない状態に置かれうる。したがって本稿がねらうのは、代替的養護の提供の失敗を指摘することではなく、標準、プラットフォーム設計、デジタルアイデンティティ基盤における、より広範で世界的な欠落を明らかにすることである。子どものウェルビーイングを支える専門的な体制がすでに整っているにもかかわらず、既存の児童保護の取決めが子どものデジタル生活をどの程度考慮できているのか。本稿はこれを検討し、養育者および責任を負う当局が、法律上果たすことを期待されている親権・後見上の責任をオンラインで行使するには、適切に検証された権限、相応の研修、実際に機能する監督の仕組みが要ると論じる。

2.4 リサーチクエスチョン

利用できるツールがないとしても、子どもがオンラインに出たときに注意義務が消えるわけではない。本研究は、代替的養護の場にいる子どもに責任を負う者が、今日のデジタル環境において法的な親権・後見の運用上の現実をどのように経験しているかを探究する。

3 研究デザインとアプローチ

3.1 目的的サンプリング

上記の文献およびリサーチクエスチョンは、質的なデザインを正当化する。本研究は目的的サンプリング(purposive sampling)の方略を用い、セーフガーディングのエコシステムを構成する異なる柱を代表する主要なステークホルダーを対象とした。目的的サンプリングは、限られた資源を最も有効に用いるために示唆に富む事例を同定・選定する手法として、質的研究で広く用いられている。関心のある現象について特に知

https://mollyrosefoundation.org/wp-content/uploads/2025/09/Teen-Accounts-Broken-Promises-How-Instagram-is-failing-to-protect-minors.pdf

[37] Child safety was an afterthought, ex-Meta engineer tells trial https://www.thetimes.com/us/american-politics/article/meta-whistleblower-arturo-bejar-facebook-instagram-harm-young-people-djd3m8mgl

[38] Looked-after children and young people. NICEガイドライン、2021年10月20日公表。https://www.nice.org.uk/guidance/ng205/chapter/recommendations

[39] マルタの未成年者保護(代替的養護)法 https://legislation.mt/getpdf/60225954bc8272018c0f1e3f

悉している個人または集団を同定し選定する、ということである。本研究の場合、その現象とは、親以外の者に権限が帰属しているときに、デジタル環境において親権・後見権限を行使することを指す。[40]研究者らが指摘するとおり、知識と経験に加えて、参加の可否と意思、そして自らの経験と見解を明瞭で表現力に富み内省的な形で語りうる能力も重要になる。[41]これに対し、確率的サンプリングまたは無作為サンプリングは、選定における偏りの可能性を最小化し、既知および未知の交絡要因の影響を統制することによって、知見の一般化可能性を確保するために用いられる。[42]

目的的アプローチは、利用可能な最も適格な視点を通じて主題の機微が捉えられることを確保する。本研究の場合、参加者には、この分散した権限を実際に保持し行使している主体が含まれる。研究者らは、その組織上の立場ゆえに文書分析だけでは得られない専門的知識を有する個人に対し、半構造化インタビューを実施した。本研究は、省庁の政策レベルから、国のソーシャルケア基準機構およびセーフガーディング委員会を経て、実務者および代替的養護局長に至るまで、段階的にインタビューを行っている。これは上で示した親権・後見権限の階層構造を写し取るものであり、各層の証言を互いに突き合わせて検証することを可能にする。

3.2 参加者プロファイル

本研究は、表 1 に示した重要な役割のそれぞれから、上級レベルの代表者 1 名ずつを対象とした。サンプルサイズが 1 つの役割につき専門家 1 名であるため、知見は統計的に一般化可能なデータではなく、専門家による質的知見として扱う。なお、研究者らの所在地および専門職ネットワークの関係上、マルタ、英国、アイルランドに偏ったサンプリングバイアスがある。分析は、共通して見られるテーマ、規制遵守上の含意、および運用上の摩擦点の同定に焦点を当てる。

表 1:参加者プロファイル

役割	管轄	提供された視点
UNHCR	グローバル	本人確認および関係性の検証——難民家族
政策専門家（欧州委員会）	欧州連合	Better Internet for Kids
上級公務員（社会政策・子どもの権利省）	マルタ	コーポレート・ペアレントおよび法定監督の視点。政府の政策との接点。
上級ケアホーム管理者	マルタ	施設養護の専門家の視点:24 時間 365 日の日常的な養護運営とデジタル面のセーフガーディング。

[40] Patton, Michael Quinn. Qualitative research & evaluation methods: Integrating theory and practice. Sage publications, 2014.
[41] Cresswell, John W., and Vicki L. Plano Clark. "Designing and conducting mixed methods research." (2011).
[42] Spradley, James P. The ethnographic interview. Waveland Press, 2016. Bernard, H. Russell. Research methods in anthropology: Qualitative and quantitative approaches. Bloomsbury Publishing PLC, 2017.

セーフガーディング委員会	マルタ	ケアホームに対するガバナンス監督および運用上のコンプライアンスの視点。
デジタル安全・教育の専門家	マルタ・国際	デジタルリテラシー、オンラインリスク、年齢保証に関する技術的・教育的視点。
社会的養護基準機構(SCSA)	マルタ	規制および査察の視点。
子どもの権利の専門家	国際	権利に基づく分析的視点:UNCRC、参加、発達しつつある能力。
法執行機関	アイルランド、マルタ、英国	オンライン搾取および金銭目的の性的脅迫の検挙類型。
規制当局	金融、データ保護、オンラインコンテンツ、社会的養護	規制横断的な連携および監督の視点。

3.3 データ収集

データは、標準化した質問票を用いた半構造化インタビューによって収集した。各インタビューの実質的な焦点は、情報提供者の立場に応じた調整を除いてすべての層で共通である。すなわち、親責任の保持者が代替的養護下にある子どもに対して、オフラインとオンラインの双方でセーフガーディング措置と注意義務をどのように行使しているか、そしてその際にどのような問題に直面しているか、である。オフラインについては、省庁の政策からケアホーム管理者または養育者に至るまで、法定の職務が日々の実務のなかでどのように行使され再委任されているかを尋ねた。オンラインについては、これと対をなす一連の質問を用意した。子どもがプラットフォーム、決済サービス、または AI エージェントと関わるとき、同じ権限は現在どのように認識され、行使され、あるいは阻まれているのか。安全なオンライン環境に対する子どもの権利を守るうえで、どのような具体的障害に直面しているのか。法的地位だけでなくケアプランを起点としてインタビューを構成したことで、すべての情報提供者に両領域を通じた共通の参照点が与えられた。ケアプランに何が記載されるべきか、オンラインのセーフガーディングを扱う新たな項目がどのように規制されるか、そしてそれが日々の運用のなかで、局長室からケアホーム管理者または養育者への再委任を含めてどう機能するか、という参照点である。

この調査手段は、5 つの中核ドメインを通じたテーマの一貫性を確保しつつ、各参加者の具体的な専門的役割に即した形に調整した。

・法と子どもの権利の枠組み:権限、親責任、および子どもの権利の法定根拠 ・ガバナンスと監督:内部および外部の監視構造 ・方針:デジタルアクセスおよびセーフガーディングに関する正式な規則 ・研修:職員および後見人に求められる能力 ・運用と実務:日々の養護と情報共有の実際。

3.4 分析プロセス

収集後、データにはテーマコーディングおよびテーマ分析を施した。このプロセスにより、法的な親権・後見の運用に関する具体的な検討領域を、回答のなかから自然に立ち上がらせることができた。

分析では、現行制度の構造的な仕組みと、それに関連するリスクとを区別した。この整理は「養護がどのように運営されているか」と「制度的な不備によって生じる危害」とを切り分けるものである。

4 調査結果

4.1 テーマ分析の要約

本稿は、公務員、社会的養護基準機構、セーフガーディング委員会、ケアホーム管理者、および子どもの権利の擁護者に対する質的インタビューについて報告する。インタビューの回答は、上位の「ドメイン」とそれに属する「テーマ」にコーディングした(表 2 を参照)。

各テーマについて、参加者にはまず現状を説明してもらった。大半のテーマでは、さらに仮想的なシナリオの検討も求めた。子どもについて親責任の権限を有する保持者である養育者が、その役割をオンラインで行使でき、子どものケアプランに定められた内容に従ってプラットフォーム提供の安全ツールを監督できるようになったとしたら、何が変わるか、というものである。§4 を通じて、「デジタル委任権限保持者(Digital Delegated Authority Holder、DDAH)」という語は、デジタル環境においてその責任を行使しようとする、親責任の権限を有する保持者を指す。この役割が何を意味すべきかについては、本節の知見を踏まえて§5 でさらに論じる。

4.2 ドメイン 1:法と子どもの権利の枠組み

このドメインは、インタビューを通じて特定された、権限、親責任、および子どもの権利の法定根拠を扱う。2 つのテーマが特定された(表 2)。同意のグレーゾーンと、参加と保護である。

同意のグレーゾーン

欧州の EU 一般データ保護規則(GDPR)に倣ったプライバシー法を持つ国では、子どものデータの処理について後見人が同意しなければならない。親責任の権限を有する保持者という法的地位は、すでに存在する。実親、養育者、またはソーシャルワーカーは、親責任を保持している場合、またはケアプランの下で委任権限を割り当てられている場合、子どものデータの処理に対する同意を与え、留保し、または撤回する権限を持ちうる。まだ存在しないのは、その権限について検証可能でプライバシー保護型の表示を、プラットフォームが認識し受け取るための標準化された仕組みである。このギャップは子どものデータに関する権利の実効的な保護を妨げ、プラットフォームが法令に適合した同意およびセーフガーディングのプロセスを運用することを難しくしている。ファミリーセーフティツールの利用にもリスクを生む。親責任を持たない大人が、信頼できる検証がないことにつけ込んで不適切なアクセスや影響力を得るおそれがある。その一方で、親責任またはその明確に定められた一部を行使する正当な権限を持つ人々が、子どもを保護し支えるための安全ツールを使えないままにもなりうる。

表 2:テーマ別の調査結果——現状と将来像

ドメイン	テーマ	ここまでの経験	望まれる状態

法と子どもの権利の枠組み	同意のグレーゾーン	養育者は親責任を保持しているが、それをプラットフォームに証明する手段も、プラットフォーム上で行使する手段もない。	DDAH が、データ処理への同意を暗号学的にプラットフォームへ付与、留保、または撤回できる。
	参加と保護	ケアプランの策定過程ですでに子どもへの意見聴取は行われているが、擁護者からは十分なものとして常に可視化され信頼されているとは限らない。	ケアプランが子どもの希望と決定を明示的に記録し、既存の意見聴取を監査可能にする。
ガバナンスと監督	デジタルリスク評価と通告トリアージ	デジタル上の危害は通告の優先順位で最後に置かれ、身体的または性的な危害が生じて初めて対応が始まる。	デジタルリスクが当初から身体的リスクと同等にトリアージされる。
	通告の優先順位	デジタル面のウェルビーイングは、何かが起きてしまってから事後的に扱われる。	デジタル面のケアプランニングが、養護経路のあらゆる見直しにおける常設議題となる。
	セーフガーディングのシーソー	子どもが実家族のもとを訪れるたびに、ケアホームの規則がリセットされる。	ケアプランに記録された同一の基準が、環境をまたいで子どもとともに移動する。
方針	デジタル脆弱性 1	養育者はゲーム用ヘッドセットの音声に耳を傾け、子どもが見知らぬ相手と話しているかどうかを推測している。	子どものオンラインでのやり取りが、既定で、検証済みの同年齢層の相手に限定される。
	デジタル脆弱性 2	写真が 1 枚流出するだけで子どもの居場所が判明し、措置先が崩壊しうる。	居場所が特定されうるコンテンツが、デバイスから送出される前に遮断される。

	コンテンツの染み出し	年長の子どものコンテンツが、同じ物理空間を共有する年少のきょうだいにまで染み出す。	プラットフォームが、年齢に応じた境界を子ども一人ひとりのレベルで適用する。
研修	認知的消耗	養育者が手作業でスクリーンタイムを減らし、オフラインの活動を促しており、システムによる支援はない。	デバイスレベルの永続的なシグナルが、そのつど交渉し直すことなく制限の設定を支える。
	段階的自律	アクセスは手作業で交渉・記録され、行動に応じてアクセス範囲が広げられる。	同じモデルが、手作業の交渉ではなくツールによって実行される。
	乳幼児期のギャップ	就学年齢未満については、法定の枠組みがほぼ完全に欠落している。	未検証:この知見については将来像の仮想シナリオを尋ねていない。
運用と実務	日常記録	セラピスト、心理士、ケアホーム職員が維持する日次の報告。	日常記録を拡張し、デジタル上の許可がもたらす影響を監督できるようにすべきである。

参加と保護

子どもの権利の擁護者からは、国が子どものソーシャルメディアへのアクセスを制限または遅延させようとする取組みについて、参加よりも保護を優先しかねないという懸念が示されてきた。とりわけ子どもや若者から実質的な意見聴取を経ていない場合である。関連して、このリスクは代替的養護下にある子どもについてより大きいのではないかという想定もある。本研究が示すのは、より込み入った状況である。代替的養護の場では、法的および専門的なケアプランニングのプロセスが、子どもに影響する決定にあたって子どもの意見を求め、記録し、その年齢、成熟度、理解力に応じた適切な重みを与えて考慮することを求めている。こうしたプロセスは、国際的な子どもの権利の基準およびマルタの「子ども政策枠組み 2024-2030」に反映されている。[43][44]国が子どもの養護を手配または監督する場合、国はより高度なセーフガーディング責任を

[43] Guidelines Social Regulatory Standards Residential Services for Children in Alternative Care https://scsa.gov.mt/wp-content/uploads/2023/02/Children-Care-ENG-Residential-Services.pdf

[44] CONSEIL DE L'EUROPE COMITE DES MINISTRES, Recommandation Rec(2005)5 du Comité des Ministres aux Etats membres relative aux droits des enfants vivant en institution (施設で生活する子どもの権利に関する欧州評議会閣僚委員会勧告Rec(2005)5)。https://bice.org/app/uploads/2014/06/Recommandation_2005_5F_FR.pdf

負う。搾取、グルーミング、強要を含むオンライン上のリスクのエビデンスを踏まえれば、予防的なアプローチが適切な場合もある。ただしそれは、個別に文書化され見直し可能な、ケアプランニングのプロセスのなかでの決定に基づく。養護下にある子どもは一律の制限に服すべきだとか、自分のオンライン生活に関する決定への参加を否定されてよいといった想定に基づくものではない。検証済みの親による監督は、そうしたプロセスを通じてすでに到達している権限ある決定を、プラットフォームがプライバシー保護型の手段で実装することを可能にする。プラットフォームが受け取るのは、承認、拒否、撤回、安全設定の選択といった必要な具体的指示だけであり、子どもの養護上の地位、ケアプランの内容、権限保持者の身元や事情ではない。

4.3 ドメイン 2:ガバナンスと監督

このドメインは、インタビューを通じて特定された内部および外部の監視構造を扱う。3 つのテーマが特定された。リスク評価と通告トリアージ、通告の優先順位、そしてセーフガーディングのシーソーである。

デジタルリスク評価と通告トリアージ

法定の通告制度は、介入の主たる契機を身体的および性的な危害に置いて組み立てられていることが多い。そのためデジタル面の兆候はトリアージの段階で軽く扱われ、リスクがオフラインの危機にまで発展して初めて注意を向けられかねない。見知らぬ相手や支配的な相手とのオンライン上の接触、居場所が特定されうる画像、デバイスをめぐる急な秘匿、深夜にわたる継続的な利用、睡眠・集中力・気分・社会的な関わりの変化、説明のつかない金銭の要求、容姿に関する苦痛、有害コンテンツへの曝露。こうした兆候は、早期のセーフガーディング・アセスメントの契機となりうるものとして明示的に認識されるべきである。ただし、単独で危害の証拠として扱ってはならない。子どもの意見、より広い状況、レジリエンス、支援の必要性、既存のセーフガーディング上の懸念を考慮した、比例的で子ども中心かつトラウマインフォームドな対話につなげることが求められる。

検証可能な親による監督(DDAH)は、権限ある意思決定者が、既存のセーフガーディングのプロセスのなかでこうした兆候を把握し、記録し、見直し、それに応じてファミリーセーフティツールを設定することを可能にしうる。参加者は、その目的が専門的判断とより早期の介入を支えることにあると強調している。デジタルリスクの指標が通告トリアージそのものに組み込まれ、引きこもり、秘匿、説明のつかない新しい接触相手といったパターンが、現実世界の危害に発展した後だけでなく、発展する前にも見直しの契機となる。

通告の優先順位

これは、同じトリアージのギャップを、受理の側からではなく見直しの側から見たものである。いったんケースが開かれた後、デジタル面のウェルビーイングが、身体的健康や教育と同じようにケアプランの見直しやソーシャルワーカーの訪問で常設の議題となることはめったにない。それは、当然の手順として先回りして確認されるのではなく、何かが起きてしまってから事後的に扱われる。検証済みの監督があれば、デジタル面のウェルビーイングは、あらゆるケアプランの見直しとソーシャルワーカーの訪問における常設議題となり、当然の手順として確認されることになる。

セーフガーディングのシーソー:権限のポータビリティ

セーフガーディングのシーソーとは、インタビュー対象者が語った、具体的で繰り返し現れる力学を指す。構造化され専門的に監督されたケアホームの環境のなかで得られた前進が、子どもが実家族と規制のない形

で接触するあいだにしばしば損なわれる、という力学である。ケアホームは、一定の年齢までは個人用の携帯電話を持たせない、タブレットの使用は共用スペースに限る、といった境界を設けられる。しかしその境界は子どもとともに移動しない。数時間から数日にわたる家族訪問でケアホームを離れているあいだ、子どもは携帯電話とソーシャルメディアへの無制限のアクセスを取り戻すことがあり、それは法的拘束力のあるケアプランに定められた指針とはまったく相容れない。そして戻ってきた子どもに対し、職員は事実上、同じ交渉を一からやり直すことになる。参加者はこれを消耗的で、結局は徒労に終わるものだと語った。ケアホームが確立しようとしてきた基準が、子どもが建物を出た瞬間に何の効力も持たなくなるからである。参加者の見解では、規制されたケアホームの環境と規制のない実家族のもとでの滞在との振れ幅が、行動上の引き金を生んでいる。

参加者が DDAH の構想に期待したのは、ポータビリティであった。すなわち、ケアプランに記録されたデジタル面の養護に関する同じ指針が環境をまたいで子どもとともに移動し、監護が移るたびに安全がリセットされることのない状態である。

4.4 ドメイン 3:方針

このドメインは、インタビューを通じて特定された、デジタルアクセスおよびセーフガーディングに関する正式な規則、あるいはその不在を扱う。インタビューからは 3 つのテーマが浮かび上がった。2 つの形態のデジタル脆弱性（監督と安全）と、コンテンツの染み出しである。

デジタル脆弱性 1:脆い監督

代替的養護下にある子どもが物理的な世界で大人と接触する場合、その接触には通常、構造化された監督が及ぶ。その大人の身元、子どもとの関係、接触の目的、場所、付添いの取決め、および関連するセーフガーディング上の条件は、ケアプランニングのプロセスを通じてアセスメントされ、記録され、見直されうる。ところが、同じ子どもがオンラインで、とりわけゲーム環境のボイスチャットを通じて、身元も年齢も意図も分からない相手とやり取りする場合には、これに相当する保証が必ずしも働かない。

参加者は、養育者が子どものゲーム用ヘッドセットや電話越しの受け答えに耳を澄まし、相手の声が大人のものか子どものものかを判断しようとする様子を語った。実際のところこれは、耳で行うリアルタイムの推測だけが唯一の安全策として残されている状態を意味しうる。それは信頼できる検証方法でもなければ、オフラインでの接触に期待される構造化された監督の代わりになるものでもない。

検証済みの親による監督とファミリーセーフティツールへのアクセスがあれば、子どものプラットフォーム上の体験を、既定で、適切な年齢層内の検証済みの相手とのやり取りだけを許す形に設定できる。相手が大人なのか子どもなのか——養育者が現在推測を強いられているこの問いは、プラットフォームに不要な個人情報を開示させることなく、年齢およびアイデンティティの保証を通じて解決される。

デジタル脆弱性 2:脆い安全

ある研究参加者は、1 枚の写真が意図せず子どもの居場所を明かしてしまいうると指摘した。学校の校章、見覚えのある部屋、窓越しの目印となる建物などである。大半の家庭にとってこれはプライバシーの問題である。しかし、安全のために措置先の住所が意図的に伏せられている養護下の子どもにとっては、措置先が

安定して続くか緊急の移動を迫られるかの分かれ目になりうる。流出した画像が 1 枚あっただけで、子どもをまったく別の住まい、学校、あるいは地域へ移さざるをえなくなった例もある。

マルタでは、子どもの家庭や地域の環境が写った画像を流布させることが子どもの安全を損ないうると、セーフガーディング方針が認識している。措置先の所在や家族の事情を秘匿しておく必要がありうる代替的養護下の子どもについて、このことは、住まい、学校、日課、または場所を明かしかねない画像の公開に予防的なアプローチを取る根拠となる。マルタの代替的養護基準もまた、サービス提供者にプライバシーと秘密の保護を求めている。

検証済みの親による監督とファミリーセーフティツールがあれば、居場所が特定されうるコンテンツ、メタデータ、見覚えのある背景といったものを、デバイスから送出される前に検知または遮断できる。写真 1 枚が措置先を損なうことはなくなる。

コンテンツの染み出し

ケアホームは、通常の家庭の状況を再現するために、あえて年齢の異なる子どもたちを一緒に住まわせる。16 歳と 4 歳が「きょうだい」として暮らす、といった具合である。しかし年長の子どもがオンラインで触れるコンテンツは何であれ、物理空間や端末の共有を通じて、年少の子どもの目にも触れることになる。現在のところ、同じ部屋にいる別の子どもに見えてしまうことを避けながら、一方の子どもだけに年齢に応じた境界を適用する方法は存在しない。

この問題を完全に解決するのは難しいかもしれない。それでも参加者が強調したのは、検証済みの親による監督があれば、年齢確認を行うプラットフォームが、世帯やデバイスの単位ではなく子ども一人ひとりの単位で年齢に応じた境界を適用でき、同じ住まいで暮らす 2 人の子どもがコンテンツの境界まで共有することはなくなる、という点である。デバイスレベルのログインは、共用デバイスが使われる場合も含めて、年齢に応じた設定、許可、安全策が検証済みの子どもアカウントについて回るようにすることで、このモデルを支えうる。

4.4 ドメイン 4:研修

このドメインは、インタビューを通じて特定された、職員および後見人に求められる能力を扱う。参加者によれば、インターネット安全教育の主たる入手先はマルタのセーファー・インターネット・センターである BeSmartOnline!であり、学校や保護者会での啓発セッションもそこに含まれる。BeSmartOnline!の確立された役割は、より安全なインターネット利用とオンラインリスクについて、子ども、親、養育者、教育者に教育を行うことである。同センターは社会福祉サービス財団(Foundation for Social Welfare Services、FSWS)が主導し、複数機関の連携によって運営されている。FSWS は、Supportline 179 を通じて提供されるインターネット安全支援を含め、啓発、ヘルプライン、ホットラインの各機能を、教育、子どもの権利、サイバー犯罪取締りの各分野のパートナーとともに担っている。

このドメインでは 3 つのテーマを扱う。認知的消耗、段階的自律、そして乳幼児期のギャップである。

認知的消耗

参加者は、長時間をオンラインで過ごす子どもたちに見られる、それと分かるパターンを語った。目を合わせることの減少、共感の平板化、そしてある参加者の言葉を借りれば「ピクニックやハイキング」といった

オフラインの活動への抵抗である。参加者が認知的消耗と呼び、「デプログラミング」や「デジタルデトックス」が必要だと語る現象は、確立された心理学研究の蓄積と重なる。インターネットおよびソーシャルメディアの過剰利用は、共感性の低下、表情から感情を読み取る能力の減退、アクセスを断たれた際の離脱症状に似た症状と関連づけられてきた。他方、利用を減らす、あるいは断つ期間、すなわち「デジタルデトックス」は、認知機能を回復させストレスを軽減することが示されている。[45]

検証済みの監督があれば、養育者が現在は勘に頼って行っている「デプログラミング」を、ファミリーセーフティツールによるデバイスの利用制限で支えられる。子どものアクセス制限の状態も、環境が変わるたびに交渉し直され、場合によっては回避されてしまうのではなく、家族との面会中も含めて子どもとともに移動する。

段階的自律

参加者は、インターネットへのアクセスに関する判断に直結する、段階的自律というケアプランニングの確立された実務について語った。当初から無制限のアクセスを認めるのではなく、子どもが準備の整っていることと責任ある行動を示すにつれて、アクセスを段階的に広げていく。ケアプランは、子ども個々の事情、希望、行動、支援の必要性、セーフガーディング・アセスメントに応じて、より長いオンライン時間、追加のサービスや機能へのアクセス、より大きな自立を定めることができる。参加者が強調したのは、これが慎重さのための慎重さではないという点である。子どもの年齢に応じたオンラインでの参加を支え、同時に、デジタル面の自立を高めていくために必要な技能、信頼、レジリエンスを育てる。そのための個別的で、理由づけられ、見直し可能なアプローチである。ねらいはアクセスを否定することではなく、自律に向けた構造化された道筋をつくることにある。

ところが現状では、ケアホーム管理者および養育者は、こうした判断を特定のプラットフォームや機能に確実に適用できない。子どもと規則を取り決め、デバイスの使用を見守り、ホワイトリストを用い、計画的なオフラインの「デコンプレッション」期間を合意することはできても、プラットフォームごとの許可を設定し、証拠として残し、実行させる一貫した仕組みを欠いている。ケアプランには、子どもがあるサービス、機能、アクセス水準は利用できる状態にあるが別のものはそうではない、と書かれているかもしれない。しかし実務上、その区別を子どものアカウントやデバイス全体にわたって実装するのは困難、あるいは不可能である。検証済みの監督があれば、アクセスをケアプランに沿って取り決め、実装できる。検証済みの権限保持者が、特定のプラットフォーム、機能、やり取りの類型へのアクセスを承認、拒否、調整、または撤回し、子どもの自律の発達や事情の変化に応じて設定を変えていける。こうして、子どもごとに合意されたデジタル面の自立への道筋を一貫して適用し、定期的に見直し、その場しのぎの手作業の回避策なしに変更できるようになる。

[45] Shanmugasundaram, M., & Tamilarasu, A. (2023). The impact of digital technology, social media, and artificial intelligence on cognitive functions: a review. Frontiers in Cognition, 2, 1203077. インターネット依存と共感性低下に関するTao et al. (2010)、表情からの感情認識の低下に関するBłachnio et al. (2016)、離脱症状に関するKuss and Griffiths (2012)、デジタルデトックスによる認知機能の回復に関するDuke and Montag (2017)を統合したもの。
https://doi.org/10.3389/fcogn.2023.1203077

乳幼児期のギャップ

英国で就学前の子どもを対象に活動するある参加者は、乳幼児期のオンライン安全と職員研修が大きなギャップになっていると指摘した。法定のセーフガーディングの枠組みとオンライン安全の指針は、就学年齢の子どもについてははるかに整備されている。これに対し、就学年齢に達していない子ども、とりわけ学校制度の外にある私立の保育施設にいる子どもについては手薄だ、というのがこの参加者の指摘である。

この懸念は仮想の話ではない。2025 年、保育施設チェーン Kido を襲ったサイバー攻撃により、広く使われている乳幼児期の家庭連絡プラットフォームに接続されたシステムを通じて、約 8,000 人の子どもの氏名、写真、住所、および家族の連絡先が流出したと報じられている。[46]この事案は、ごく幼い子どもたちが、そのリスクを自ら理解し、気づき、通報する能力をほとんど持たないにもかかわらず、深刻なデジタル上のプライバシーおよびセーフガーディングのリスクにさらされていることを示している。

この知見は現状に関する独立した懸念として提起されたものであり、乳幼児期に特化した研修、ガバナンス、セーフガーディング指針が保育施設の管理者、職員、保護者に向けて必要であることを示している。そこには、家庭連絡アプリケーションの安全な利用、画像およびデータ共有の管理、職員のアクセス権管理、サイバーセキュリティの実務、明確なインシデント対応経路が含まれる。

4.5 ドメイン 5:運用と実務

このドメインは、インタビューを通じて特定された日々の養護と情報共有の実際を扱う。そこには、子どものケアオーダーの変更に伴って DDAH の役割がどのように再委任されるか、および既存の行動記録がそれをどのように支えうるかが含まれる。1 つのテーマが特定された。日常記録である。

日常記録

本研究では、セラピスト、心理士、ケアホーム職員が維持する日次の報告を日常記録(Record of Note)と呼ぶ。日常記録は、子どもの行動、ウェルビーイング、状況の変化への適応について、日々の記述を提供する。ここで重要になるのは、子どもがオンラインで過ごす時間の長さそれ自体ではなく、その利用に伴う行動上の反応である。気分の変化、引きこもり、秘匿、睡眠の乱れ、苦痛、オフラインの生活からの離脱であり、本研究が認知的消耗と呼ぶ影響もそこに含まれる。子どものオンライン環境が安全で支えとなるものかを評価するうえでは、こうした文脈上の兆候のほうが、スクリーンタイムだけを見るよりも多くを物語る。

日常記録を拡張し、オンラインでの活動、子どもの行動上の反応、およびケアプランの下で許可されたアクセスの関係を捉えられるようにすれば、既存の記録によって生じつつある懸念を把握できるようになる。これは、別個の報告システムを新たにつくることなく、時宜を得た比例的なセーフガーディングの見直しを支えることになる。

5. 考察と提言

5.1 親権・後見上の地位を認識する必要性

参加者は、すべての実務者の役割に共通する、際立った経験を挙げた。専門職としての不可視性である。養育者はデジタル生活を含めて子どもの福祉に 24 時間 365 日の法的責任を負うが、デジタルプラットフォー

[46] Protecting the Most Vulnerable: Lessons from Last Year's Nursery Cyber Attack https://bbrown.com/uk/insight/nursery-cyber-attack/

ムは養育者に何ら認められた地位を与えていない。その帰結が「同意のグレーゾーン」である。法的権限は法律上存在するのに、プラットフォームのインターフェース上には存在しない。

「養育者は対面ではきわめて注意深いのに、デジタル上では締め出されている。養育者には、親責任という地位をプラットフォームに証明するための技術的な『ハンドシェイク』がない。」

これは代替的養護下にある子どもに限られた問題ではない。すべての家庭に及び、生存中も死後も、子どもを守る力に影響する。複数の法域において、遺族となった親が、亡くなった子どもに関する重要なデジタル記録へのアクセスを得るために、何年にもわたり司法制度を通じて争ってきた。[47][48]これらの事案が示すのも、本研究の参加者が日常的に、しかも危機が起こるはるか以前から直面していると語る、認識可能な親権・後見上の地位の欠如という、まさに同じ問題である。

表 3 およびそれに続く考察は、専門家の知見を統合し、このユースケースに対応する技術や標準を開発する際に検討しうる、実行可能な提言としてまとめたものである。重要なのは、これらの提言が、養護の場における「家庭に近い」生活モデルを守り、さらに強めることを目指している点である。

将来的に、法定の制度は、事後対応型のデジタル・セーフガーディングのモデルから、法と子どもの権利を尊重したデジタル面のケアプランを可能にするモデルへと移行できるようになる。この枠組みの下では、子どもの養護経路が、機微な養護データを外部のプラットフォームにさらすことなく、暗号技術によって子どものデジタル体験のなかで支えられることになる。

表 3:提言の統合

テーマ	知見	政策上・技術上の対応
デジタルリスク評価と通告トリアージ	法定の通告の優先順位のなかでデジタル面の安全が後回しにされている。	デジタル上の危害の契機を、養護の通告手続に組み込む。
同意のグレーゾーン	法定後見人はプラットフォーム上で何らデジタル上の地位を持たない。	委任権限をプラットフォームに対して暗号学的にアテステーションする。
日常記録	日々のウェルビーイングの記録は、インターネット利用に結びついた行動の変化をすでに捉えているが、デジタルアクセスに関する決定と正式に結びついていない。	親権・後見を検証し、デジタル上の許可「トークン」を生成するための標準を策定する。

[47] Bundesgerichtshof (BGH)(ドイツ連邦通常裁判所)、2018年7月12日判決、事件番号III ZR 183/17(プレスリリース)および2020年8月27日判決、事件番号III ZB 30/20(プレスリリース)。
[48] BBC News (21 October 2019). Molly Russell: Coroner demands social media firms turn over account data. https://www.bbc.co.uk/news/uk-england-london-50490998

デジタル脆弱性	居場所の流出が 1 件あるだけで措置先が崩壊しうる。養育者はアナログな回避策に頼っている。	検証済みの親権・後見により、プラットフォームが実行するプライバシー保護と年齢に応じた制御を可能にする。
認知的消耗	長時間にわたるオンライン活動に伴う不調な行動。	デバイスレベルの永続的な委任権限により、年齢に応じた制御を実行する。
年齢に応じたアクセス	年齢の異なる子どもが混在する世帯でデバイスが共有されているが、プラットフォームは個人単位の制御を適用していない。	デバイスレベルの委任権限により、子ども一人ひとりに年齢に応じた制御を実行する。
通告の優先順位	デジタル上の危害への対応は事後的で先回りがなく、危機が介入に先立つ。	先回りしたデジタル面のケアプランニングを、養護経路の見直しに組み込む。
最困難ケースの基準化	ケアプランニングのプロセスは、年齢に応じたデジタル面の監督について、理由づけられ裁判所の監督を受けた基準をすでに生み出している。それは、大半の家庭が自らのために言語化する水準を上回るほど厳密である。	年齢に応じたデジタル面の監督に関する一般的な指針をケアプランニングのプロセスから抽出し、既存のチャネルを通じて周知する。これにより、実親および一般の親がそれを利用できるようにするとともに、最困難ケースに照らして検証された基準をプラットフォームと規制当局に与え、それに照らして通常の家庭レベルの監督を評価し、プラットフォームの説明責任を果たさせられるようにする。

5.2 デジタル委任権限保持者

本稿のために実施したインタビューと研究は、デジタル委任権限保持者(Digital Delegated Authority Holder、DDAH)の役割を正式に確立する必要があることを示唆している。

以下の各段落は、この役割を 2 つの読者層に向けて明確にすることを目的とする。本稿でインタビューしたような養護の専門職と、ここでの知見を活かして技術的な解決策や標準を設計する人々である。これを図示したものが下の図 1 である。

デジタル委任権限保持者:養護専門職にとっての意味

社会的養護の関係者にとって、DDAH とは、子どもに代わって親責任を行使する権限を、しかるべき信頼された当事者によって検証された人物を指す。親責任を直接保持している人物のほか、子どもに代わって特定の責任を果たすことを適法に授権された人物も含まれうる。この語は、親責任の法的な意味を変えるものでも、新たな権能を創設するものでも、既存のケアプランニング、セーフガーディングの手続、裁判所の命令、組織としての説明責任に取って代わるものでもない。権限を有する人物が、既存の役割の明確に定められた一部をオンラインの場で行使しうる、と述べているにすぎない。

たとえば、それが適切かつ適法である場合、検証済みの DDAH はケアプランに定められた事項を実行できるようになる。具体的には、この役割を担う人物が、子どものアカウントが特定のプラットフォーム機能を利用できるか、明確に定められたデータ処理の目的が許容されるか、あるいは年齢に応じたどの安全設定を適用すべきかを判断しうる。

デジタル委任権限保持者:技術標準にとっての意味

DDAH とは、子どもに代わって親責任の特定の側面を行使する権限を、権威あるケア、措置、または法的な取決めを通じて割り当てられ、かつ信頼された発行者によって検証された人物である。その委任権限は、データ処理の許可またはアカウント単位の安全設定を承認、拒否、構成、または撤回するといった、明確に定められた決定の類型に限定される。その範囲、条件、有効性、および失効状態は権威ある情報源によって確定され、暗号技術によって検証できる。

DDAH の表現は、構造的にプライバシー保護型でなければならない。すなわち、子どもが代替的養護下にあるという状態を、検証シグナルそのものからいかなるリライングパーティも算出できず、推認もできない、ということである。権限保持者は、なぜその権限を保持しているのかを開示せずに、自らの地位を証明できなければならない。本稿のフィールドワークは、具体的に 2 つの要件を示している。1 つは、DDAH が子どもの養護上の地位を開示することなく、権限ある地位を証明しデータ処理への同意を行使できる仕組みである。もう 1 つは、子どもが養護下にあることをプラットフォームに一切知らせることなく、子どものオンライン上のやり取りを検証済みの同年齢層の相手に限定できる仕組みである。なお、OpenID Foundation の eKYC ワーキンググループは「Delegated Authority」仕様の草案を策定中である。同仕様は「ワーキンググループ草案」の段階で開発の初期にあり、本研究が述べた問題の解決に関心を持つ貢献者の参加が望まれる。

5.3 DDAH と年齢帯別権限の要件

本稿の立場は、これが技術と社会の両面にわたる二重の取組みであり、いま着手すべきだというものである。重要なのは、その拠りどころである。技術標準化団体、ソリューション設計者、社会的養護の基準機構は、一般の成人向けに設計された基盤を既定のまま子どもたちに広げるのではなく、代替的養護下にある子どもと彼らに責任を負う者の、現実に生きられた要件に基づいて構築すべきである。デジタル委任権限が、制度のなかを進む子どもと養育者の経路に合わせてどのように柔軟に変わる必要があるかは、図 1 がより詳しく示している。

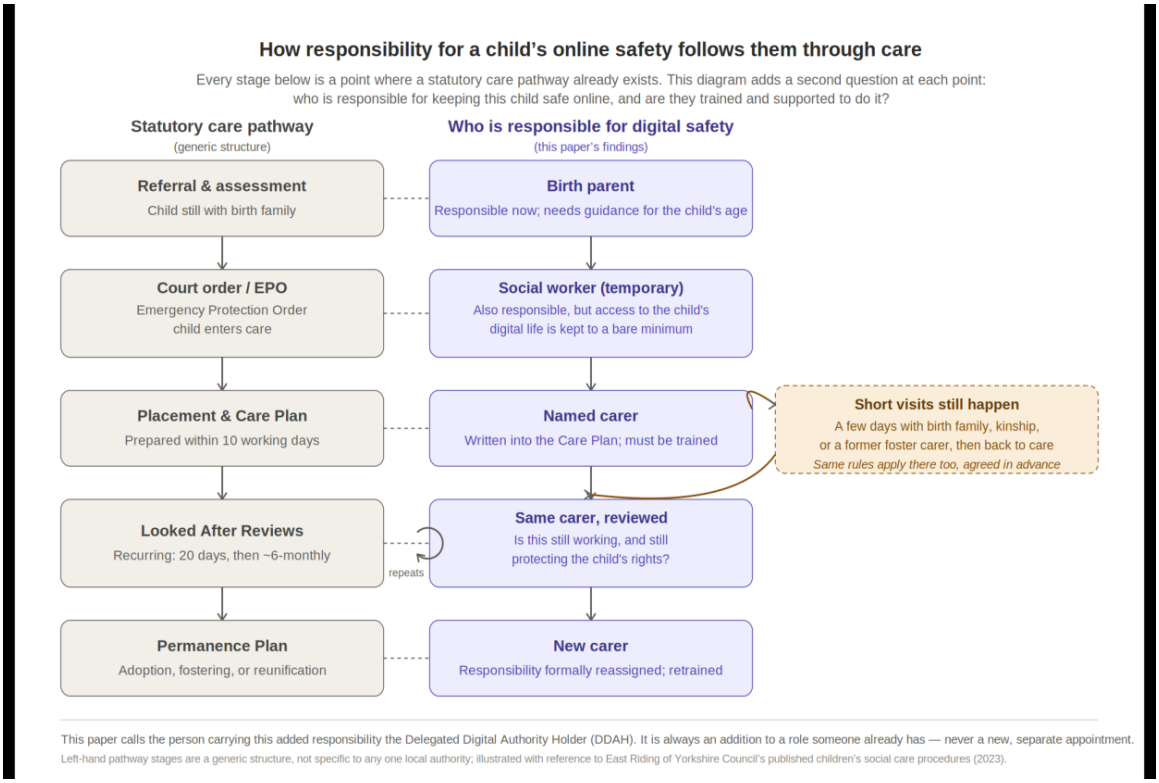

図 1:デジタル委任権限保持者の役割
子どものオンライン安全に対する責任が、養護の経路をどのように子どもとともに移動するか

以下の各段階は、法定の養護経路がすでに存在する地点である。本図は、その各地点に第 2 の問いを重ねる。この子どもをオンラインで安全に保つ責任は誰にあるのか、そしてその人物はそれを行うための研修と支援を受けているのか。

法定の養護経路（一般的な構造）

デジタル面の安全に責任を負うのは誰か（本稿の調査結果）

通告とアセスメント――子どもはまだ実家族のもとにいる ↔ 実親――現に責任を負う。子どもの年齢に応じた指針を必要とする

裁判所の命令または EPO――緊急保護命令により子どもが養護に入る ↔ ソーシャルワーカー（一時的）――同様に責任を負うが、子どものデジタル生活へのアクセスは必要最小限に抑えられる

措置とケアプラン――10 営業日以内に作成 ↔ 指名された養育者――ケアプランに記載される。研修を受けていなければならない

短期の訪問は依然として生じる――実家族、親族、または以前の里親のもとで数日を過ごし、養護に戻る。そこでも同じ規則が、あらかじめ合意されたうえで適用される

被養護児童の見直し――20 日後、以後およそ 6 か月ごとに繰り返す ↔ 同じ養育者を見直す――この体制は今も機能し、今も子どもの権利を守っているか

永続性計画——養子縁組、里親委託、または家庭復帰 ↔ 新たな養育者——責任が正式に再配分され、改めて研修を受ける

本稿は、この付加的な責任を担う人物をデジタル委任権限保持者(DDAH)と呼ぶ。それは常に、その人物がすでに担っている役割への付加であり、新たな別個の任命ではない。

左側の経路の各段階は一般的な構造であり、特定の地方自治体に固有のものではない。East Riding of Yorkshire Council が公表している児童ソーシャルケア手続(2023 年)を参照して図示した。

表 4 は、本研究の参加者との議論に基づき、養護の取決めの種類ごとに、権限保持者、範囲、および同意に関する要件を整理したものである。

表 4:ケアオーダー種別ごとのデジタル委任権限保持者

ケアオーダーの種別	デジタル委任権限保持者	デジタル権限の範囲	同意を覆しうる方法
任意養護合意	実親が DDAH の地位を保持し、養育者は合意された範囲内で決定を実施する	日々のデジタルアクセスに関する決定は、ケアプランに従って養育者に委任される	セーフガーディング上の懸念が認められる場合、ソーシャルワーカーが覆しうる
ケアオーダー（親責任の共有）	指名された養育者またはケアホーム管理者。実親には意見聴取を行う	日常的なデジタル上の決定は DDAH が行う。方針に関わる決定はケアチーム全体の合意を要する	代替的養護局長（またはこれに相当する者）が、子どもの最善の利益のために覆しうる
ケアオーダー（親責任の全面移転）	ケアホーム管理者または指定された里親	ケアプランが定める範囲内での完全なデジタル権限	その範囲の変更には裁判所の命令を要する
緊急保護命令	ソーシャルワーカーまたは措置担当管理者	必要最小限のデジタルアクセス。既定では最も制限的な安全設定とする	最初の正式なケアプラン会議で見直す

こうした経路と、それに伴って DDAH が変わりうるあり方を踏まえ、表 5 は中核となる機能と、受け渡されるべきデータおよび保護されるべきデータの類型を示す。

表 5:機能とデータ処理

機能	プラットフォームが受け取るもの	プラットフォームの外に留まるもの

権限の検証	権限が検証済みであることの確認	養護上の地位、証拠、法的根拠、関係性の詳細
許可の決定	可否、または許容される特定の構成	DDAH の判断理由およびケアプランの文脈
範囲	正確な処理目的または安全上の制御	広範または再利用可能な親権の記録
失効	有効・無効の状態、または失効イベント	失効の理由
説明責任	信頼された発行者による署名付きで監査可能なアサーション	権限保持者の身元の不要な開示

技術的要件

DDAH の地位を検証するにあたり、プラットフォームは親責任、養護上の地位、またはその根拠となる法的・養護上の文書を検証したり取り込んだりしてはならない。プラットフォームが受け取るべきなのは、有効な権限ある意思決定者が、該当する子どものアカウントについて特定の決定を行ったという、最小限の署名付きの指示だけであり、プラットフォームはその指示を実行する。

技術標準のコミュニティにとって、DDAH とは、オンラインサービス向けに限定された機械可読の指示を生成しうる、検証済みの委任権限の地位を指す。ここで関係する技術的機能は、子どもの養護の取決めを開示することでも、養育者の権限を裏づける証拠へのアクセスをプラットフォームに与えることでもない。それは、検証済みの決定に基づいてプラットフォームが行動できるようにすることである。子どもの養護上の地位を示すシグナルも、それに対して行われた確認のパターンも、検証プロセスそのものから推認されえないようにすることは、関連する政策枠組みにおいても、現在策定中の委任権限の技術仕様においても、一次的な設計要件として扱われている。

利用者単位での年齢および法的な親権・後見の暗号学的アテステーションがあれば、代替的養護の制度は先回りしてオンライン上の安全策を設定し、その安全策について監査可能で日時の記録された記録を維持できる。根本的な原動力となるのは子どものプライバシーの保護であり、ケアプランの内容が共有されることは決してあってはならない。認可に関する決定は監査可能とし、子どもがアクセスするプラットフォームではなく代替的養護の制度が後見人まで追跡できるようにすべきである。この枠組みはまた、児童の権利に関する条約第 5 条に沿って、子どもの発達しつつある能力を反映する必要がある。デジタル上の許可に関する権限は、単一の固定した年齢基準で定まるのではなく、子どもの年齢、成熟度、状況、アセスメントされたニーズに応じて変わるべきである。より年少の子ども、たとえば出生からおよそ 7 歳までについては、デジタル委任権限保持者が通常はほぼ全面的な権限を行使する。その場合でも、子どもの選好は年齢に応じた形で聴き取り、記録しなければならない。子どもの発達に伴い、比例的なセーフガーディング措置を条件としつつ、その均衡は次第に子ども自身の主体性の側へ移していくべきである。

このアプローチの下では、個別のケアプランに定められた要件に従い、権限を有するケアホーム管理者その他のデジタル委任権限保持者が、子どものケアプランと最善の利益に沿ってファミリーセーフティの設定を行い、見直すことができるだろう。プラットフォームはまた、自己申告の生年月日ではなく、プライバシー保護型で検証済みの年齢属性に基づいて、年齢に応じた同年代同士の体験を支えることもできる。子どもからのフィードバックは、個々の設定の選択にも、より広い制度の発展にも反映されるべきである。

非技術的要件

このモデルを実現するには、技術仕様だけでは足りない。デジタル委任権限保持者(DDAH)のモデルを含む、検証済みの親責任の導入には、より専門的な教育・研修のプログラムが必要になる。DDAH には、自らの委任権限の範囲、プラットフォームへの指示を承認・拒否・修正・撤回する方法、年齢に応じた安全設定の適用方法、セーフガーディング上の懸念を認識し対応する方法、そしてどのような場合に決定を養護または法定のセーフガーディングのプロセスへ引き上げるべきかについて、実務的な指針が必要になる。

研修は、ケアプランの策定、実施、見直しに責任を負うソーシャルワーカー、ケアホーム管理者、その他の専門職にも必要となる。彼らは、デジタル委任権限がどのように定義され、記録され、検証され、見直され、撤回されるのか、そして子どもの意見と発達しつつある能力がこれらの決定にどう反映されるのかを理解する必要がある。したがって、必要な教材、提供モデル、ガバナンス、および継続的な専門的支援を整えることは、相当の実施上の作業となる。

DDAH の役割の導入は、グルーミング、金銭目的の性的脅迫、強要的な接触、有害コンテンツへの曝露、強迫的な利用、容姿に関する苦痛を含め、より多くのデジタルリスクに関する懸念をケアホームの注意にのぼらせることになるだろう。マルタでは、施設養護の住まいは子どものウェルビーイングを促進し、初期および継続的な研修を提供しなければならず、SCSA の指針は養育者に対する継続的な能力開発、スーパービジョン、および支援を求めている。[49]職員には、デジタルリスクの兆候を見きわめ、非難や過剰反応をせずに対応し、子どもの語りを中心に据え、適切なセーフガーディングと治療の経路を通じて懸念を引き上げるための専門的な研修が必要になるかもしれない。

組織としての備えは、後回しにしてよい事柄ではない。これと対をなす要件であり、実施の後ではなく前に整えるべきものである。この役割が何を含むのかを説明する研修と、それを誰が担うのかを正式に定める各児童のケアプランの更新は、プラットフォームが養育者に初めて地位の証明を求めるその日に開発して提供できるものではない。どちらもその日が来る前に整っている必要があり、事が起きてから組み立てるものではない。基盤となるインフラをめぐる変化の速さを考えれば、これはいっそう急を要する。EU デジタル ID ウォレットは近い将来、まさにこの種の、親責任または委任された責任についてのプライバシー保護型のアテステーションを発行できるようになると見込まれている。その権限を理解し行使する訓練を受けていない人材は、それが利用可能になった瞬間に活かせない。

[49] Social Care Standards Authority, Malta, Social Regulatory Standards for Residential Services for Children in Alternative Care, Subsidiary Legislation 582.07; SOCIAL REGULATORY STANDARDS FOR RESIDENTIAL SERVICES FOR CHILDREN IN ALTERNATIVE CARE[S.L.582.071SUBSIDIARY LEGISLATION 582.07SOCIAL REGULATORY STANDARDS FOR RESIDENTIAL SERVICES FOR CHILDREN IN ALTERNATIVE CARE https://legislation.mt/eli/sl/582.7/eng

6. 結論:安全なオンライン環境に対する子どもの権利

本稿は 2 つの具体的な問いに答えることを目指した。代替的養護下にある子どもに責任を負う者は、今日のデジタル環境において法的な親権・後見の運用上の現実をどのように経験しているのか。そして、OpenID Foundation の委任権限仕様は、子どもの養護経路をまたぐ再委任にどのように対応すべきなのか。フィールドワークの答えは、欧州委員会の政策レベルからケアホームの現場に至るまで、インタビューを行ったすべての層で一致していた。子どものオンライン上の後見人として行為する法的権限はすでに存在するが、子どもが実際に使うプラットフォーム上でその権限を証明し、行使し、あるいは監査する仕組みが現在は存在しない、というものである。

少なくとも 23 の EU 加盟国が、いまソーシャルメディアへのアクセスに最低年齢を定める立法を進めている。[50]ブラジルの包括的なデジタル ECA はすでに施行されている。韓国はソーシャルメディアのアカウントについて親の同意を求める要件を検討中である。[51]EU の司法大臣は 2026 年 3 月、保護措置および代理権の国境を越えた承認について合意した。現時点では脆弱な成人の後見に関するものである。[52]この成人保護規則が、自動的に未成年者に及ぶ先例になるとは限らない。それでも、人の適法な権限を国境を越えてどのように証拠立て、承認しうるかを検討するうえで、示唆に富むモデルではある。この論点は、子どもが使うプラットフォーム型のデジタルサービスでは実務上いまだ解決されていない。EU デジタル ID ウォレットの法定代理のユースケースも、英国およびオーストラリアですでに施行されているセーフティ・バイ・デザインの枠組みと並行して立ち上がりつつある。これらの動きを合わせれば、本稿が必要だと論じる基盤は、代替的養護下にある子どもがそこに織り込まれているか否かにかかわらず構築されていく。問われているのは選択である。親権・後見の検証ギャップを抱える代替的養護下の子どもたち——本稿が一貫して最も困難で最も示唆に富むケースとして扱ってきた存在——を、最初から設計に織り込むのか。それとも、他の多くの場面でそうであったように、後から付け足すのか。

その結果として生まれる標準を適切なものにするには、若者自身の視点についての継続的な研究が欠かせない。Global Child Forum の ListenUp!イニシアチブは、Orange、Tele2、Telia Company、Vodafone Group を創設パートナーとして立ち上げられ、その後 TikTok も参加して、8 か国の 13 歳から 17 歳のティーンエイジャーから、プラットフォーム設計に何を求めるかについて直接の意見を集めた。その中心にある前提、すなわち若者のために設計するだけでなく若者とともに設計するという考え方は、プラットフォームの機能一般と同じく、本稿が必要だと論じる委任権限の標準にも当てはまる。[53]

世界中のコミュニティが、これらの主題に取り組み続けるだろう。裁判所は係属する事案を判断し、安全策への期待と責任の限界を明らかにしていく。[54]立法者と規制当局は規則と政策枠組みを整備し続ける。企業

[50] Social Media Age Gating in the EU Perspectives on Member States laws restricting minors' access to social media platforms https://www.interface-eu.org/publications/social-media-age-gating-eu
[51] Kim Jong-cheol FCC chair raises parental consent, age verification for teen social media https://www.digitaltoday.co.kr/en/view/86908/kim-jong-cheol-fcc-chair-raises-parentalconsent-age-verification-for-teen-social-media
[52] Council of the European Union, Council agrees position on EU law to protect vulnerable adults, 2026年3月6日。https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2026/03/06/council-agrees-position-on-eu-law-to-protect-vulnerable-adults/
[53] Global Child Forum (2026). ListenUp: What Teenagers Want Tech to Hear. https://globalchildforum.org/press-release-global-child-forum-launches-listenup-what-teenagers-want-tech-to-hear-new-insights-from-teens-across-eight-countries/
[54] Bell, K. (2026). Meta faces a $1.4 trillion reckoning in latest trial over social media addiction. Engadget, 17 August

向けのベンチマーク取組みも増えつつあり、Global Child Forum 自身の年次ベンチマークのように、プラットフォームに説明責任の仕組みを与え始めている。[55]OpenID Foundation のような標準化団体は、この動きに歩調を合わせ、標準が目的に適い、インターネット上の人々のニーズと権利を慎重に均衡させるものとなるよう確保しなければならない。本稿、そしてこれに続くホワイトペーパーシリーズは、これらの主題に関わり、問題の解決に向けた協働に関心を持つステークホルダーの幅広い参加を招くものである。これらのギャップを埋めれば、デジタル面のセーフガーディングを、事後対応的な「議題の最後の項目」から、先回りした法的に認められた地位へと変えられる。それは、児童の権利に関する条約とその一般的意見 25 号が求めるとおり、すべての子どもに、安全なオンライン環境に対する真の権利を構成する監督、説明責任、そして声を与えるものである。これらの標準づくりへの貢献に関心のある方は、OpenID Foundation の eKYC ワーキンググループおよび Digital Credentials Protocols(DCP)ワーキンググループへの参加を歓迎する。両グループはそれぞれ、Delegated Authority と、年齢保証のための Verifiable Credential およびゼロ知識証明に関する作業を進めていく。

2026. https://www.engadget.com/2237547/meta-faces-a-1-4-trillion-reckoning-in-latest-trial-over-social-media-addiction/

[55] Trust Alliance Group, Online Responsibility Network, Assurance Framework. https://www.trustalliancegroup.org/our-companies/online-responsibility-network